

令和5年度 固定資産税・都市計画税 納税義務者の皆様へ

固定資産税・都市計画税納税通知書は、賦課期日(毎年1月1日)現在、市内に土地・家屋・償却資産といった固定資産を所有している方にお送りしています。

納税通知書が届きましたら、納税額や納付方法等をご確認いただき、納期限日までに納付手続きを済ませてください。

1 納期限・納付

(1) 納期限

期別	第1期	第2期	第3期	第4期
納期限	令和5年5月31日	令和5年7月31日	令和6年1月4日	令和6年2月29日

(2) 納付方法

【口座振替】・・・納期限日に引き落とされます。

※口座振替の新規登録や指定口座の変更をご希望の場合は、同封の口座振替納付依頼書でお申し込みください。

【窓口納付】・・・指定の金融機関・コンビニエンスストア・市役所・志木市民サービスステーション(マルイファミリー志木8階)・柳瀬川駅前出張所の窓口で納付してください。

【インターネット納付】・・・各種スマートフォン決済または、スマートフォン・パソコンを利用したクレジットカードでの納付、ネットバンキング等をご利用ください。

※納付方法や利用手順等の詳細は、同封のチラシをご覧ください。

2 都市計画税の税率について

都市計画税率について、平成26年度から令和4年度まで0.18%に据え置く特例期間の終了に伴い、令和5年度は、志木市都市計画税条例第3条の本則税率0.2%に戻ります。都市計画税は、道路をはじめ、公園や下水道、公共施設の整備に要する費用に充てられる目的税であり、市では引き続き、良好な都市環境を維持しつつ、住み良いまちづくりを進めていきます。

3 税額算定の方法

税額 = 課税標準額 × 税率 (固定資産税1.4%、都市計画税0.2%)

※課税標準額は、同封の納税通知書の4頁からの課税明細書に記載してあります。

4 相続等があった場合は、口座振替の再登録をお願いします

以下の登記事由により、所有者名義の変更や持ち分の変更(所有者が変わらなくても)があった場合は、口座振替の再登録が必要となります。

【登記事由】・・・相続、遺産分割、贈与、財産分与等

【登録方法】・・・同封の口座振替納付依頼書でお申し込みください。

※今後、納付書払いを希望される方は口座振替納付依頼書の提出は不要です。

【口座振替の開始時期】・・・令和5年度の第2期から(納期限日の45日前までに要申請)

※第1期分は、同封の納付書裏面の指定金融機関等で納付してください。

裏面もご覧ください



5 所有者(納税義務者)が亡くなられたとき

固定資産の所有者(納税義務者)が亡くなられた場合、相続登記(名義の変更)が完了するまでの間、納税通知書などの送付先として「相続人代表者」を決めて、収納管理課へ届出を行う必要があります。

※この届出は、相続関係の手続きとは関係ありません。不動産登記簿上の名義変更は、さいたま地方
法務局志木出張所(TEL 048-476-1230)でお手続きください。

6 新築住宅減額措置

新築住宅は、一定要件を満たすと、新たに固定資産税が課税されることになった年度から一定期間(右表参照)、固定資産税(1戸あたり120㎡まで)が2分の1に減額されます。

	長期優良住宅以外	長期優良住宅
一般の住宅	3年間	5年間
3階建以上の 中高層耐火住宅	5年間	7年間

よくある質問

Q.数年前に新築した家屋の固定資産税が、昨年と比べて急に上がったのはなぜですか？

A.新築住宅減税措置が終了したためです。令和4年度をもって措置が終了した家屋については、同封の納税通知書4頁からの課税明細書の「減額内容」欄に「減額終了」と記載しています。

7 変更事項の連絡をお願いします

下記のような場合は、同封の納税通知書の3頁にある「変更事項連絡はがき」により、課税課へ変更事項の連絡をお願いします。

- ①固定資産の所有者が、住所や名称、納税通知書の送付先を変更するとき
- ②土地の用途(利用状況)を変更したとき 例:隣地を買った、店舗をやめて住まいにした等
- ③未登記家屋を新築・増改築したとき
- ④固定資産税が課税されている未登記家屋を取り壊したとき又は所有者に変更が生じたとき

8 減免制度

風水害などにより著しく損害を受けたときや生活保護法による扶助を受けたときなど、市税を納めることが困難な事情があるときは、納期限日までに課税課へ申請することにより、減免措置を受けられることがあります。

上記2、3、6～8のほか、納税通知書や税額に関する問合せ

志木市役所 総務部課税課 資産税グループ 志木市中宗岡1丁目1番1号
TEL 048-473-1135 メールアドレス kotei@city.shiki.lg.jp

上記1、4、5のほか、税金の納付方法や納税相談に関する問合せ

志木市役所 総務部収納管理課 志木市中宗岡1丁目1番1号
TEL 048-456-5368 または 048-456-5369 メールアドレス syunou@city.shiki.lg.jp